

佐賀中部広域連合監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第199条第1項及び第4項の規定により令和2年度の監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和3年3月25日

佐賀中部広域連合監査委員 力 久



佐賀中部広域連合監査委員 中 島 慶 子



監査結果報告書 令和2年度 のとおり